

番号	該当箇所	御意見	回答
1	全体	<p>温室効果ガス排出削減対策を促進するには、削減努力を適切に評価することが必須。電気の使用に関わる対策による排出削減量は、全電源平均係数ではなく、限界電源の炭素排出係数を使用し算定することが必要。算定・報告・公表制度では、電力使用に関わるCO2排出量を全電源平均係数で算定するため、電力削減に関わるCO2削減努力が適切に評価されない。</p> <p>現在の算定方法では評価されないその削減努力分を適切に評価して温暖化対策を促進するために、全電源平均係数によるCO2削減量と、限界電源炭素排出係数(すなわち火力電源係数)によるCO2削減量との差分を「国内認証排出削減量」として認めることが適切。</p>	<p>クレジット量の算定に係る排出係数等については、当該クレジットを認証する会議体において決定すべき事項と考えています。</p>
2	第1項	<p>削減量の算定方法については、対策を実施・支援する事業者の努力を適正に評価するとともに、こういった取組の促進を通じて日本全体の排出量の削減につながるものとなるよう設定することが必要であり、十分な検討を行い、適宜見直しを行うべき。</p> <p>例えば、国内クレジット制度における、電気の削減によるCO2削減量を算定する考え方が示されているが、試行的なものであるため、一定期間経過後レビューすることとされている。法への適用にあたり、検討、見直しが必要。また、国際的な削減量の算定の考え方と整合の取れる考え方を採用すべき。</p>	
3	第2項	<p>J-VER制度における森林吸収クレジットについては、日本国のいわゆる3.8%の吸収源に算入されているものであり、これを事業者の報告値の減算に用いることは、産業界と森林保全分野での環境価値の二重使用にあたるものと考えられ、吸収クレジットを温室効果ガス算定排出量等の報告に用いることは望ましくない。</p> <p>仮に吸収クレジットを温室効果ガス算定排出量等の報告に用いる場合、日本の排出インベントリ上の森林吸収源の3.8%のマイナス分から、温室効果ガス算定排出量等の報告に用いられた吸収クレジットと同量を差し引くことが望ましい。</p>	<p>J-VERの森林吸収クレジットを創出又は購入した事業者が、当該クレジットを使用して調整後温室効果ガス排出量として評価できるようにすることにより、国の吸収源確保対策に寄与する取組を促進することにつながるものと考えています。</p> <p>なお、J-VER制度により発行される森林クレジットは、京都議定書目標達成計画における吸収量(RMU)の目標3.8%の達成に貢献する効果が期待されますが、京都議定書の目標達成計画にJ-VERが直接的に反映されるものではないので、ダブルカウントによる問題は生じません。</p>
4		<p>環境省及び経済産業省が第三者認証として適切であると認めた会議体により認証された排出削減量とすべき。</p>	
5		<p>有識者が認めた認証排出削減量もGHG等の報告に利用可能との旨が記載されているが、現時点で制度も明らかになっていないものが、後からクレジットとして認められることを許容するのはおかしい。</p>	
6	第3項	<p>「国内クレジット制度」「オフセットクレジット制度」以外のどの制度が活用可能か明示されていない。事業者としては、他のどの制度が信頼性・厳格性・追加性があり、かつ、温対法算定・報告・公表制度への活用が可能であるか不明確であることから、活用可能である制度名を、告示等にて明確にして頂きたい。</p>	<p>当該部分については、御意見を踏まえ、環境大臣及び経済産業大臣が認める制度において認証がされたものを国内認証排出削減量とすることとする修正をしました。</p>
7		<p>温対法算定・報告・公表制度への活用可能である制度として、告示第3号に該当すると認める際には、信頼性・厳格性という観点から、削減事業者が複数の制度において同じ削減事業を重複して申請していないことを適切に管理することとなっているかを確認した上で、認めることとして頂きたい。</p>	
8		<p>認証を受けた削減量は、京都メカニズム同様の厳格な基準に基づき客観的なレビューシステムと一定の追加性を検証する手順を有した制度であることが望まれる。特にISO等の規格に準じた削減量を対象とすることが望ましいと考えられる。</p> <p>また、認証を受けた削減量の管理に当たっては、厳格に運用される登録簿を国が管理することが望ましい。</p>	

9	第3項	<p>「オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則」により、都道府県J-VERプログラム認証を受けた制度は、J-VER制度と整合していると認められたものであることから、同制度により認証された温室効果ガスの量(発行された「都道府県J-VER」)についても、国内認証排出削減量の対象とすべき。</p>	<p>「オフセット・クレジット(J-VER)制度」に基づく「都道府県J-VERプログラム」により認証されたクレジット量及びグリーン電力証書に基づくクレジット量については、会議体における認証方法やクレジット量の管理方法等について所要の確認を行った上で、その取扱いを検討いたします。</p>
10		<p>グリーン電力証書(グリーンエネルギー認証センターが定めているグリーン電力認証基準に基づき認証されたもの)のオフセット・クレジット化についても国内認証排出削減量の対象とすべき。</p>	
11		<p>「コジェネレーションにより火力発電所からのCO2を削減した量」を対象に含め、適切な算定方法として、火力平均係数を使って求める手法など、コジェネ導入者が削減効果を適切に受け取れる方法を考慮すべき。</p>	<p>クレジット量の算定に係る排出係数等については、当該クレジットを認証する会議体において決定すべき事項と考えています。</p>

番号	該当箇所	御意見	回答
1	2. (1) (定義)	算定割当量や国内認証排出削減量を用いてカーボン・オフセットした場合も、調整する方法に認めることを明らかにされたい。	調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができるのは、償却前移転をした算定割当量と、排出量調整無効化をした国内認証排出削減量です。償却前移転の定義は本文に示したとおりであり、償却前移転をした理由は問いません。
2		「排出量調整無効化」に、国内認証排出削減量をカーボン・オフセットの取組に用いることは含むのか。	また、排出量調整無効化については、原案から修正をし、「他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組を自らの温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組と評価することを目的として、国内認証排出削減量を移転ができない状態にすること。」と定義することとしました。この定義にいわゆるカーボン・オフセットは含まれると考えます。
3	2. (2)① (調整方法)	国内認証排出削減量について、算定・報告・公表制度の報告対象者(特定排出者)が取組を行い、その取組により認証された削減量を他の特定排出者へ売却した場合には、その売却量に応じた量を調整後温室効果ガス排出量へ加算しない場合、環境価値の重複使用となるおそれがあることから、本来、加算するべき。	国内認証排出削減量は、他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する取組を評価するものであることから、削減量を生み出した事業者(以下「創出事業者」といいます。)と取得した事業者(以下「取得事業者」といいます。)が存在しています。 調整後温室効果ガス排出量の調整において、取得事業者側では取得した国内認証排出削減量の量を控除できることとしていますが、創出事業者側では削減量分の加算をしていません。このため、算定・報告・公表制度上では、創出事業者における実排出量の削減分と、取得事業者における調整後温室効果ガス排出量としての控除分とで、御指摘のとおり、削減量分がダブルカウントされています。 このため、調整後温室効果ガス排出量の調整においては、排出量算定の正確性を担保する観点から、創出事業者には国内認証排出削減量の量に相当する量を加算すべきという考え方もあるところですが、加算の時期や方法等について、創出事業者・取得事業者双方の事務的負担が大きいこと等を考慮して、加算をしないこととしています。
4		カーボン・オフセットの対象が特定排出事業者の排出を対象としている(バウンダリが報告の範囲と一致している)という条件を満たさない場合には調整に算入できないこととすべき。	償却前移転された算定割当量及び排出量調整無効化がなされた国内認証排出削減量を調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができますが、償却前移転及び排出量調整無効化の理由は問いません。
5		報告の調整に用いられる削減量の環境価値が報告する事業者に帰属していない場合には調整に算入できないこととすべき。	原則として、算定割当量を償却前移転した者又は国内認証排出削減量を排出量調整無効化した者がこれらを用いて調整後温室効果ガス排出量の調整を行うことができます。
6		カーボン・オフセットに用いられているクレジットが算定割当量、または国内認証排出削減量であること、また、カーボン・オフセットの償却前移転が報告を行う年度以前に完了していなければ、調整に算入できないこととすべき。	前段は御指摘のとおりとなっています。また、後段についても、原則としては御指摘のとおりとなっています。
7		「調整後温室効果ガス排出量」について、A・Iの控除以外に、コジェネレーションの導入により火力発電所から削減されるCO2排出量の控除を含めるべきである。	調整後温室効果ガス排出量は、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第1条第4号により、京都メカニズムクレジット及び国内認証排出削減量等を勘案した量となっていることから、当該排出量の調整において控除できるものは、A及びIに記載する京都メカニズムクレジット及び国内認証排出削減量となります。
8	2. (3)② 代理償却	「他の者が償却前移転をした～」の箇所はカーボン・オフセット利用分を調整後の数値に反映されることを意味しているのか。その場合、ダブルカウントを防ぐ意味で、プロバイダー等の代理償却者の削減量をどの様にするのか。	当該部分は、代理償却等の場合でも、調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができることを規定したものです。代理償却の場合には、代理償却をした者(オフセットプロバイダー等)は当該償却分を用いて調整後温室効果ガス排出量の報告をすることはできません。ダブルカウントについては、算定割当量振替通知等の活用により防止することとしています。